

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和3年9月24日（金） 11時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 不登校の子どもを持つ保護者相談会を開催します
- ・ 県立特別支援学校における個別対応食ガイドブックを作成しました

質疑事項

- ・ 訴訟事件の処理について
- ・ 緊急事態宣言後の県立学校の対応について

発表項目

○不登校の子どもを持つ保護者相談会を開催します

本日発表事項は2件です。

まず1点目が不登校の子どもを持つ保護者相談会を開催するというものです。

子どもが不登校になったときに、保護者の方の中には、子どもへの対応の仕方がなかなかわからず、思い悩んだり、あるいは不安に感じたり、不登校になった原因は場合によっては自分にあるのではないかと考えてしまうことなどがあります。こうしたことから、保護者の方が、互いに情報交換できるとともに、必要な情報を得て、適切な支援につながるができるよう、今回県内6ヶ所、四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲で不登校の子どもを持つ保護者の方への相談会を開催いたします。松阪は10月31日から、尾鷲、津、四日市、伊勢、伊賀各庁舎で、12月18日まで、土曜日あるいは日曜日にさせていただきます。

当日は午後からで、13時10分から三重県教育委員会の不登校支援アドバイザーの方から、これまでの不登校の子どもとか、その保護者への支援経験を踏まえた講演を1時間程度行います。そのあと、相談会に参加していただいた保護者同士が講師の不登校支援アドバイザーの進行で意見交換を行うなどの交流を行います。最後に1時間程度、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは教育支援センターや教育委員会事務局の職員が対応しながら相談会を開催いたします。

参加申込については、学校あるいは教育支援センターに申込書を提出していただくか、県教育委員会に電子メールあるいはファックスで参加申込書を送付していただきます。申込期限は、松阪庁舎10月20日から伊賀庁舎12月8日までとしております。

新型コロナウイルス感染症の状況により、延期などをする場合がございます。それから、申込多数の場合は、参加者を調整させていただく場合がございます。

○県立特別支援学校における個別対応食ガイドブックを作成しました

もう1点は、給食に関わる部分です。

県立特別支援学校における個別対応食のガイドブックを作成いたしました。

特別支援学校では、食べる機能に障がいのある児童生徒一人一人に合わせて、ペースト食などの形態食を給食として提供をしています。特に肢体不自由のある児童生徒への形態食は、各学校に在籍する児童生徒の状況に応じ、それぞれ独自のやり方で提供されています。

こうしたことから、本年4月に県立特別支援学校における個別対応食ガイドブック検討委員会を発足いたしまして、子どもたちの食べる機能を育み、それから食べ物の味を感じながら食事を通してコミュニケーションを図り、情緒の発達を促すために、個別対応食の事例を取りまとめ、ガイドブックを作成したものです。

主な内容として5点あります。1点目が、基本的な考え方として、食べる機能の発達段階には、唇・舌・歯・顎（あご）などで、つぶす・噛む・飲み込むといったものがあり、学習することによって獲得をしていきます。その発達段階に合わせて、やわらかさや大きさ、適度の粘りといった食形態について、厨房で調理したり、食堂等で食事介助をしたりしております。

個別対応食の実施体制については、保護者から普段の子どもさんの状況を丁寧に聞き取って、校内の教職員の連携、あるいは主治医など医療関係者の助言を得て行うとしております。

あと、給食の提供とその留意点ということで、例えば繊維質の多い野菜とか口の中にはりつきやすい海藻、あるいは水分の少ないパンなど、提供において注意が必要な食材、また食べる機能の発達段階に応じた個別対応食の種類とその調理方法、必要な調理機器や器具を確認し、献立作成等に役立てていきます。

あとさらに、衛生管理として、適切な場所での調理と食事介助を行い、器具の洗浄、あるいは調理従事者や食事介助者の健康チェック、手指洗浄を行います。

緊急時対応として、注意しなくてはならない誤嚥（ごえん）や窒息、食物アレルギーについて配慮し対応するとしております。

本ガイドブックにつきましては、情報を正しく把握してその形態食を決定していかなくはなりません。それから食べる機能の成長に合わせて調整していく必要があります。

特別支援学校では、本ガイドブックを活用して、今後各校が情報共有しながら、共通理解を図ります。市町の小中学校におきましても、特別支援学校とは設備や人的配置といった条件が異なりますので、それぞれの施設に応じた提供に向けて、本ガイドブックを活用していただければというふうに思っております。

今月中に、特別支援学校それから市町教育委員会を通じて各学校に送付をする予定です。ガイドブックをつけさせていただきました。

私からは以上ですよろしく願いいたします。

発表項目に関する質疑

○不登校の子どもを持つ保護者相談会を開催します

(質) 不登校の子どもを持つ保護者の相談会について伺いたいですけれども、こういったことを県で開くというのは、初めてのことになりますか。

(答) そうですね。三重県として県内全域で開くというのは初めてです。

(質) このタイミングというか、今の時期にというのは、何かあるんですか。

(答) 不登校の支援については、今年度から例えばカウンセラーの充実とかしてきているところなんですけれども、一つの施策として、やっぱり保護者の方が、情報がなかったり孤立しがちということがございますので、今ちょっとコロナの状況でありますけれども、夏休み明けの2学期から、また、次の学年に向かうこの時期に、県内6か所でさせていただこうかということです。

(質) コロナの影響で人数を絞るかもしれないというお話、さっきおっしゃっていましたが、何人ぐらいが入れるという想定ですか。

(答) コロナの影響で絞るというか、会場の都合で、もし密になるといけないということもあって、人数は上限を決めているわけではないんですけれども、20人とか30人とか来ていただければと思っておりますし、会場によってはもちろんそれ以上来ていただいても対応可能ですので、あえて上限人数という形ではさせていただいておりません。

○県立特別支援学校における個別対応食ガイドブックを作成しました

(質) ガイドブックを使ってもらう対象の方っていうのは、特別支援学校のそれぞれの個々の先生に、これまでの提供の仕方、個別対応というのをやってきたけれども、改めて基本から頭に入れてほしいということですか。

(答) そうですね。特に特別支援学校の栄養であったり、調理とか、介助に関わる職員が組織的にこういうことを認識して、それぞれの学校の生徒に合わせてやっていただきたいということで、今回統一させていただきました。

(質) ガイドブックの方で、これまでに個別対応による問題点というか、そういう問題点とかはあったんですか。

(答) 事故とかということはないんですけれども、やっぱりそれぞれの児童生徒の障がいの状況に応じて、工夫はしてもらってるんですけども、そういったことを特別支援学校で共有をしたほうがより良いものになるということと、それからやっぱり大事なのは、普段そのお子さんが家庭でどういった形態の食事をしているかとか、あるいは使うスプーンとか容器とか、そういった部分も非常に大事になりますので、きちんとそういったことを、保護者の方と相談をして、学校で共有してやっていくということが大事な観点ですので、改めてこの時期に全ての特別支援学校に共有するために作らせていただきました。

○不登校の子どもを持つ保護者相談会を開催します

(質) 県全域で開くのは初めてとおっしゃったんですが、特定の地域ではやったことがあったということですか。

(答) 教育支援センターという、これは市町教育委員会が設置している不登校の児童生徒さんが、学校じゃなく、そういった場所で勉強したり、集団活動をしたりする場所が県内で20カ所あるんです。その単位では、教育支援センターによっては、そういったその地域での交流会みたいなことをされているということではございます。

(質) そうすると、それは市町の教育委員会が実施しているということになりますか。主体は。

(答) 市町が設置している教育支援センターがやっているということなんです。

(質) そうすると、県教委としてこういった機会を開くのは初めてと捉えていいですか。

(答) そうです。おっしゃるとおりです。

(質) 実施を決めた経緯ですけれども、そのコロナ禍で孤立しがちになっているとか、情報不足の可能性があるとかというお話がありましたけれど、そこをもうちょっと詳しくというか。

(答) コロナ禍で孤立しがちというか、やっぱり不登校児童生徒、子どもさんを持つ保護者の方が、やっぱり情報がなかなか届かなかったり、あるいは自分一人でどうしようかなっていうことを、やっぱり思い悩むことが多いという状況はこれまでも聞いておまして、それで一部の教育支援センターでは、そうした相談会というか交流会をされてるということがあったんですけれども、やっぱりそれは県内全てでそういった保護者の方への、同じような状況にある保護者の方との意見交換であったり情報交換であったり、さらには適切な支援につなぐということでも今回させていただきました。それで不登校の児童生徒の中には、担任以外のところで、相談できていないという生徒さんが、小学校で27%、中学校で34%、高校で51%ほどありますので、合わせてそういったところに情報を、相談会をその時して、いろんな相談の場所があるということをお伝えしながら、適切な支援につなげていきたいという思いで今回させていただきました。

(質) そうすると先ほどの、この時期になぜ開くことにしたんですかっていう話ですけど、コロナは関係ない。

(答) コロナは関係ないです。不登校について本年度重点的に取り組む中で計画をしまして、この時期っていうのは夏休みが明けて、次の学年に向かうというこの時期にさせていただきます。

(質) 担任以外で相談できていない児童生徒がっていう話は、それって具体的にどういうことですか。

(答) 担任への相談というか、してるんですけども、例えば今申し上げたような、教育支援センターがあったり、県でも総合教育センターで電話であったり、来ていただいたの相談の窓口もあるんですけども。

- (質) 学校以外で相談をしていないっていう意味で捉えていいですか。
- (答) そうですね。それでいいですか。
- (答 生徒指導課長) 担任以外ですので、学校に配置しておるスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー。
- (質) それも担任以外に入っている。
- (答 生徒指導課長) はい。入っています。学校外だけではなく、学校内外で担任以外に相談できてない。
- (質) 学校内外で担任以外に相談できていないのが、小学校で 27%。
- (答) はい。
- (質) 高校で 51%。
- (答) はい。
- (質) 中学。
- (答) 34%。
- (答) はい。三重県内に不登校の児童生徒っていうのは、何人いるんですか。
- (答 生徒指導課長) 小中高を合わせまして、3,000 人を超えています。
- (質) 約 3,000 人でいいですか。
- (答) 令和元年度の数字なんですけれども、小学校、中学校、高校合わせて、3,085 人です。
- (質) 全体に占める割合というのはどうなんですか。
- (答) 生徒に占める割合ですか。小学校で 1,000 人あたりでいくと、小学校が 695 人なんですけれども、1,000 人あたり 7.5 人。それから中学校が 1,612 人で、1,000 人あたりにすると 35.5 人。高等学校が、778 人で、1,000 人あたりにすると、21.1 人となります。

その他の項目に関する質疑

○訴訟事件の処理について

- (質) 今日の定例会の中にもあります、訴訟事件の関係ですけども、その部分の内容をちょっと詳しく教えていただければ。
- (答) 本日の議題となりました訴訟事件の処理についてということで、まずこの内容ですけども、平成 30 年 8 月に、当時、県立高校 1 年生に在籍していた男子生徒が亡くなったことについて、生徒からのいじめにより、精神的に大きな苦痛を受けて自死したとして、母親が、当時の生徒 4 人と本県を被告として、連帯として、7,367 万円余りを支払うことを求めて、津地方裁判所に訴訟が提起されたというものであります。
- (質) 提訴されたということですね。
- (答) はい。
- (質) 県教委として、これはどのように対応されていくのか、争っていく方針であるのかとか、今後の対応を教えていただければ。

(答) まず将来のある高校生が、自ら命を絶ち、今回、訴訟が提起されましたことについて、大変重く受けとめております。ご遺族に心からお悔やみを申し上げます。まずは、三重県いじめ対策審議会で調査も行われて、その際、再発防止に向けた提言というのなされておりますので、二度とこうしたことが起こらないよう、引き続き、取組を進めてまいります。それから、裁判への対応ですけれども、津地方裁判所の方から、10月7日までに答弁書の提出を求められておまして、10月21日が第1回の口頭弁論とされております。県教育委員会としては、適切に対応させていただきたいなというふうに思っております。

(質) 適切な対応ってというのは、どういった対応。

(答) 提起者の方から、県が被告とされているという内容が書かれておりますので、そのことについて検討して、調査や把握もしながら、その事実でありますとか、考え方について、答弁書の中で述べていきたいというふうに思っておりますし、口頭弁論でも、そういったことを踏まえて対応していきたいというふうに思っております。

(質) 生徒さんと、あと県に対して訴訟をされたということなんですけれども、それぞれ、どうして県が対象になるのかとか、どうして元生徒が対象になるのかとか、それぞれどういう理由ですか。

(答) まず、県が被告とされているということで、訴状では、亡くなった生徒さんが所属をしていた部活動の顧問教諭が、平成30年6月に、本人から相談を受けたり、あるいは8月にLINEで相談したいことがあるということが告げられたりしていたところ、積極的な対応を行わずに、注意義務違反があるというふうにされております。それから生徒に対しては、いじめの当事者としての訴えということになっております。

(質) いじめの当事者として、そのいじめが結果的に自殺の要因になったんじゃないかという主張がされているということですか。

(答) はい。

(質) この件については、県は、いじめだったってことを認めているんでしょうか。

(答) この件については、三重県教育委員会の附属機関に、三重県いじめ対策審議会という機関がございます。そこで、いじめの重大事態として、三重県教育委員会も認定をさせていただいて、その第三者機関において調査が行われました。その調査結果は、令和2年3月に出されたんですけれども、そこにおいて、部活動やクラスにおけるいじめとして6件が認定されており、自殺されたこととの因果関係も認められるというふうにされております。

(質) 今再調査が行われていると思うんですけれども、調査はひと通り、聴き取りとかは終わって、報告書を作成しているという段階でしょうか。その報告書の公開の目途というか、そのあたりはどうなっているんでしょうか。

(答) 今申し上げた三重県いじめ対策審議会は、県教育委員会の附属機関として、三重県教育委員会が第三者にお願いをしたわけですけれども、ご遺族の方がその調査内容に不十分であるということで、今おっしゃっていただいたように、再調査を望まれるということ

で、知事部局のほうで三重県子ども・福祉部にある委員会の方で、今再調査がなされているところです。それで、いろいろと聴き取りがされているというふうには聞いておりますけれども、ちょっとどの時点を目途に調査が進んでいくというところまでは、我々としてはそこまで把握しておりません。今調査が行われているというところです。

(質) この再調査の、要は進捗状況というか、その結果、中間結果なのかわかりませんが、そういう結果に対して、ご遺族側が不満があるので、こういった提訴に至ったということはないのでしょうか。

(答) 我々、ちょっと訴状からですが、そういうことを思われているかどうかということもちょっと把握できていないですし、そういうことを聞いているという状況ではございません。

(質) 訴状の中にあつた生徒4人、当時の生徒ですかね、4人というのは、これは元生徒でいいのですかね。

(答) はい、そうです。元生徒です。

(質) 元生徒。それは4人とも上級生にあたるんですか。

(答) 全てが上級生じゃなくて、同じ学年の生徒も入っています、4人の中には。同級生も入っています。

(質) 同じ部活動だった。

(答) 同じ部活動であつたり、それから同じクラスであつたりです。

(質) 県教委としては、先ほどご遺族が訴えられていた注意義務違反、部活動の顧問さんによる注意義務違反っていうのは、県教委としてはやはりあつたのかなかつたのか、その部分はどのように認識されていますでしょうか。

(答) 教諭の注意義務違反と、それから亡くなられた生徒さんが自殺されたこととの間には因果関係があるというふうに訴状ではされておりますので、我々としてはその部分を三重県の責任というふうに訴状で言われていますので、そのところをどういうふうにか考えるのかというのが一番大事になるのかなと思っています。

(質) 再度その例えば、本当に注意義務違反があつたのかどうかとか、聴き取りのようなのをされたりするのか、県教委の対応としてはどういうふうになりますか。

(答) 先ほども申しあげましたけれども、この第三者委員会の中でもかなり調査もされておりますし、それ以前も調査も学校でもしておりますし、我々もその内容も教育委員会としても把握しておりますし、今回確認をしているところもあります。それで、その注意義務違反と因果関係って言われている部分について、我々はもっと慎重にその部分を検討して、口頭弁論であつたり、答弁書の方で、考え方を述べていきたいというふうに思っております。

(質) この考え方は、「関係ない」と、「そういうので自殺したとは認められない」と反論をするわけですか。

(答) そうですね、このいじめ対策審議会において言われているのは、この教諭が本件生徒

の悩みに気付くことができなかつたとしても無理はないと。けれども、対応が万全であったのか疑問が残るとされていることと、それから、教諭の対応が不適切とまでは言えないが、子どもの悩みに敏感になることが必要といった旨の提言を受けております。こうしたことも踏まえて、教諭の対応が自死に至ったことと因果関係があるかということについて、慎重に検討し、それからその内容について答弁書であつたりに記載しながら、口頭弁論に臨みたいというふうに思っております。

(質) 「関係があつたとは認めにくい」という趣旨にするわけですね。

(答) ここをこれから裁判の期日もありますので、詳細の部分については差し控えさせていただきたいと思ひますけれども、今申し上げた内容についてしっかり検討して、答弁書に記載して、口頭弁論で適切な対応をしていきたいというふうに思っております。

(質) 訴状は「認めろ」ということですが、それに対して「認められない」という裁判に入るわけですね。

(答) 県教育委員会の考え方として、今、訴状としては、今申し上げたようなことで、三重県については注意義務違反があるから連帯して損害賠償金を支払えということの訴えですので、そこについて、今申し上げたような検討を重ねて、対応をしていきたいというふうに思っています。

(質) 繰り返しになりますけど、結局県のいじめ対策審議会でそういう調査結果になっているので、それをもとに基本的には争う方針ということなんですか。

(答) それと、それから我々今回訴訟が提起されましたので、改めて必要な確認というのは加えております。それから、調査委員会だけじゃなくて、我々もその以前に学校の方にも、調査委員会を設けられる前にも、できる限りの確認等はしておりますので、そういうものを全部合わせてですね。

(質) そういうものを合わせると争う方針という感じですか。

(答) そうですね、我々の考え方として答弁書に示して口頭弁論に臨みたいと思っております。

(質) 確認ですが、一応争う方針であることはその通りなんですかね。

(答) そうですね、争うというか、我々もこの教諭の相談への対応というのを確認をしております、そのことから、生徒が亡くなられたということは非常に辛い状況であつたわけですが、そこまで注意義務違反がということ、今まさに慎重に考えて、その旨の対応をしていきたいというふうに思っております。

(質) 県教委としては、反論するのか、しないのか、まだそこまでは定まっていないということですか。

(答) いや、教諭の対応が注意義務違反に相当するということまでは言えるのか言えないのかということを検討しているところで、なかなか相当するということまでは言われるということは適当ではないのかなということ、そういうことも検討して、口頭弁論に臨んでいきたいというふうに思っています。

(質) ある程度争うっていう。

(答) 我々は、方向付けというのは一定定めておまして、裁判もありますので、申し訳ないですけども明確になかなか言えないというところがあるんですけども。

(質) 明確には言えないけれども、ただ注意義務違反に相当するとまでは言われることは適当ではないとは考えてらっしゃるということですね。

(答) はい。

(質) その方向で裁判でも主張されるという。

(答) そういうふうに今のところ考えております。

(質) 提訴は何日付けですか。8月10日付けですか。

(答 生徒指導課) 8月10日付です。

(質) この議案は、今日の定例会で承認された。議案ですから、採決というか、どういうものなんですか。

(答) はい。議案としては、承認をいただきました。

(質) この議案が承認されたっていうその議案の中身っていうのは、今回この書類には方針なんかもないんですか。

(答) そうですね。

(質) 今おっしゃってくださった内容のことを。

(答) そうですね。例えば指定代理人をどうするかとか、それから、委任する訴訟代理人をどうするかとかということがございます。あとは議案の概要であったり、これまでに至る経過とか、今後の対応の考え方であったりというところがございます。

(質) 今後の対応の考え方っていうのはさっきおっしゃってくださったような経緯と思えばよろしいでしょうか。

(答) そうですね。

(質) 賠償請求の金額が7,367万余りということなんですけれども、元生徒さんと教育委員会で幾ら幾らと分かれているんですか。

(答) 一応訴状としては連帯してというふうになっております。連帯して7,367万7,862円ということになっております。

○緊急事態宣言後の県立学校の対応について

(質) 県立学校の緊急事態宣言後の対応について、改めてご説明をお願いします。

(答) 今月、緊急事態宣言が、9月30日までということで、現在、県立学校においては、オンライン学習とかプリント課題などによる在宅学習を中心にしております。ただ、高校3年生はすでに就職試験が始まったり、大学についても、旧センター試験への出願というのが迫っておりますので、そこの部分については、個別対応とか、場合によっては最終学年の分散登校とか時差登校で対応させていただいています。それで、児童生徒の感染状況

というのも、相当程度皆さんの努力で収まってきているということもございますので、来週、9月27日から30日までは、分散登校も実施できるというふうにしたいと考えております。ただその場合は、高校で全学年が一斉に登下校するということがないようにするというを考えております。この9月の間は修学旅行、遠足、運動会、体育祭、文化祭すべて延期としているところです。

(質) 全学年が一緒に出てくることがないようにという、分散した中での。

(答) そうですね、例えば1年、2年は出てくるけれども、3年は自宅学習であったり、1年は出てくるけれども、2年、3年は曜日によっては自宅学習であったりということ、来週27日から30日まではできることとしたいと考えています。

(質) 学年ごとの分散ということですか。

(答) そうですね、多くは学年になると思うんですけども、学校によっては学年の中でも分けてするところもあるかと思えます。

(質) 27日からの分散登校は、分散登校してもいいよということなんで、3学年全部出てきてもいい。

(答) 3学年全部が1日が出てくるということは避けてくださいと。1年、3年ということまではいいけれどもということで。でないと全部同じ時間に出てくると分散になりますので、1日が出てくるのは2学年までという。高校でしたら。

(質) それは分散登校する場合ということですか。

(答) そうです、する場合です。

(質) しなくてもいい。

(答) 今もオンライン学習や在宅の学習でカリキュラムを改めて作っているところもありますので、それと3年生については先ほど申し上げたような、個別に対応しているところもありますので、その方がリズムができていところがあれば、それは学校で優先することは可能というふうにしています。

(質) 学校によっては、1年から3年全部出てきてやってもかまわないということですか。

(答) いえ、1年から3年が同じ曜日に出てくるということは避けてくださいということです。

(質) それは分散登校をする学校だけではなく、しない学校も。

(答) 分散登校する学校も、例えば27日に1年、2年、3年全員が出てくると分散になりませんので、その場合もどれかの学年は在宅学習、オンライン学習を中心にして、1年、2年だけ出てくるとかですね。

(質) しない学校は。

(答) しない学校は、基本は在宅学習になりますので。

(質) 分散登校か在宅学習かということですか。分散しない登校はダメ。

(答) そうですね。

(質) 前提として在宅、もしくはプリント学習みたいなことがあるということですね。

(答) 今、そういうことをやっています、それを絶対に基本にしてくれということではなくて、27 日からは分散登校もその中のメニューに入れますので、いずれか生徒の状況に応じて良い方法を選択してくださいということさせていただきます。緊急事態宣言中の対応として。

(質) その実施は各学校の判断に委ねるということですよね。

(答) そうです。緊急事態宣言がもし解除になった場合は、これまでも分散登校とか登校に関しては制限を加えていませんので。ただ、一斉登校になったとしても、個々の教育内容で密になる、例えば調理をすとか合唱をすとか、そういった部分は、もし何らかのまん延防止措置や、三重県独自の宣言とかが発令されるのであれば、登校を制限するというよりは、学校での活動内容を注意してもらおうということを考えています。ただ、感染対策を徹底するということは当然ですけども。その上でそういったことを考えています。

(質) 今のは 10 月以降の話ですか。

(答) そうですね、まだそのあたりどういう形になるのかは明確になっていませんけれども、10 月以降の話です。

(質) 緊急事態宣言でなくなれば、登校を制限するわけではなくて内容を制限するということですか。

(答) そうです。

(質) その内容をどうするかということは、選択肢としてはどんなものがあるんですか。

(答) 今申し上げたような、例えば教育内容で生徒同士が密になるような、調理の実習とか、理科の実験であるとか、音楽の合唱とか大きな声を出したりとかというようなことは、一定の制限というか慎重にやってもらう、あるいはまん延防止措置の場合は、その教育内容は止めることというような、今までは対応をしています。

(質) 在宅学習が前提だったりとか、分散登校だったり基本的にはしない。

(答) そうです。学校に出てくることを基本としています、緊急事態宣言が解除になった場合は。

(質) それは、まん延防止等重点措置になっても、三重県独自の緊急警戒宣言になっても、全く何もなしになってもということですか。

(答) そうですね。全く何もなしになった場合には教育活動を制限するということは、ひょっとしたら教育活動の制限はないかもしれませんが、まん延防止や三重県独自の警戒宣言が残れば、学校に出てくることの制限というよりは、学校に出てくることを前提として、個々の教育活動の、密になったりリスクの高い活動は止めること、あるいは実施する場合でも慎重にやることを加えて対応するつもりです。

以上、12時13分終了